

電波監理委員会設置法案附則第四項修正案

電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第一節 電波庁（第三十条一第三十八条）」 を削る。

第二条第十二号から第十四号までを次のように改める。

十二条から十四まで 削除

第四条第一項第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五条第十八号中「第九号、第三十五条第一号」を「第九号」に、同条二十号中「電気通信業務、電波管理業務」を「電気通信業務」に、同条第二十三号中「電気通信設備」を「電気通信設備（無線通信設備を除く。）」に改め、同条第二十四号から第三十二号までを削り、第三十三号を第二十四号とする。

第十一条第八号但書を削る。

第十二条第五号中「及び無線電信法（大正四年法律第二十六号）

第六条」を削る。

第十五条第八号及び第九号中「電波庁」を「電波監理委員会」に改める。

第十六条第十五号但書を削り、同条第十六号中「電波庁」を「電波監理委員会」に改める。

第二十四条第二十号中「電波庁」を「電波監理委員会」に改める。

第二十九条中「電波庁」を削る。

「第一節 電波庁」を削り、三十条から第三十八条までを次のように改める。

第三十条から第三十八条まで 削除

「第二節 航空保安庁」を削る。

第四十五条中「電波技術審議会」及び「電波観測所」を削る。

第四十六条第二項中「（電波技術審議会に諮問する事項を除く。）」を削る。

第四十六条の二及び第四十六条の三を削る。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条 削除

第五十条中「及び電波技術審議会」を削る。

第五十四条中「、電波監理長官」を削り、「、附屬機関及び地方支
分部局」を「及び附屬機関」に改める。

電波監理委員會設置法附則第四項新舊對照

電氣通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五號）の一部を次のように改正する。

目次中 「第一節 電波廳（第三十條—第三十八條）」を削る。

第二條第十二號から第十號までを次のよう改める。

第二條第十二號から第十號までを次のよう改める。

十二から十四まで 削除

第四條第一項第二號を削り、第三號を第二號とする。

第五條第十四號の二中「電氣通信施設」を「電氣通信施設・無線通信施設」を除く。一に、同條第十四號の二中「電氣通信機械」を「電氣通信機械・無線通信機械」を除く。一に、同條第十四號の二中「電氣通信業務」を「電氣通信業務・無線通信業務」を除く。一に、同條第十四號の二中「電氣通信施設」を「電氣通信施設・無線通信施設」を除く。一に、同條第十四號の二中「電氣通信用の機器及び素材」を「電氣通信用の機器」を除く。一に、同條第十八號中「第九號、及び素材・無線通信用のものを除く。」に、同條第十八號中「第九號、及び素材・無線通信用のものを除く。」に改める。

第三十五條第一號」を「第九號」に、同條第二十號中「電氣通信業務、電波管理業務」を「電氣通信業務・無線通信業務」に、同條第二十三號中「電氣通信設備」を「電氣通信設備・無線通信設備」を除く。」に改め、同條第二十四號から第三十二號までを削り、第三十三號を第二十四號とする。

第九條第一項第十一號の二中「電氣通信施設」を「電氣通信施設・無線通信施設」を除く。」に、同項第十一號の二中「電氣通信施設」を「電氣通信施設・無線通信施設」を除く。」に、同項第十一號の二中「電氣通信用の機器及び素材」を「電氣通信用の機器」を除く。一に、「電氣通信用の機器及び素材・無線通信用のものを除く。」に改める。

第十條第八號旧書を削る。

第十二條第五號中「及び無線電信法（大正四年法律第二十六號）第六條」を削る。

第十五條第八號及び第九號中「電波廳」を「電波監理委員會」に改

第十六條第十號但書を削り、同條第十六號中「電波廳」を「電波監理委員會」に改める。

第二十四條第二十號中「電波廳」を「電波監理委員會」に改める。

第二十九條中「電波廳」を削る。

「第一節 電波廳」を削り、第三十條から第三十八條までを次のよう

に改める。

第三十條から第三十八條まで 削除

「第二節 航空保安廳」を削る。

第四十五條中「電波技術審議會」及び「電波觀測所」を削る。

第四十六條第二項中「～電波技術審議會に諮問する事項を除く。」一

を削る。

第四十六條の二及び第四十六條の三

第四十六條の三を削る。

第四十九條 削除

第五十條中「～電氣通信調整審議會及び電波技術審議會」を「及び
電氣通信調整審議會」に改める。

第五十四條中「～電波監理長官」を削り、「～附屬機關及び地方支
分部局」を及び附屬機關」に改める。